

**フォートレス・リー社との海外航空再保険取引に係る  
再々保険カバーに対する週刊ダイヤモンド誌記事について**

平成14年1月9日

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）が平成13年12月20日に手配完了した再々保険カバー（フォートレス・リー社との海外航空再保険取引に係る残存リスクに対するカバー）に関しまして、週刊ダイヤモンド誌にて誤解を招く表現がありましたので、念のため下記の通りお知らせします。

記

週刊ダイヤモンド誌の記事（2002年1月12日号）では「再保険契約には、間違いなく「テロ免責」事項が明記されているはずだ。」との記述になっておりますが、実際当社が手配完了した再々保険契約には当然「テロ免責」事項は明記されておられません。つまりテロ被害でも有責となり、保険金が支払われる契約になっているということです。

海外の再保険会社では、米国同時テロ以降テロ被害を免責とする動きが広がっていることは事実ですが、当社の狙いは残存リスクを移転することであり、「テロ免責」事項がある契約では再々保険カバーを手配する意味がなくなるため、テロ被害も支払対象とする再々保険契約を締結したものです。

以上